

決済高度化ワーキング・グループの論点

金融庁・金融審議会では昨年からの「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」を改組するかたちで、7月から「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」がスタートした。日本で先進的な決済サービスが展開される環境を整備するため、法制面の

手当てとアクション・プランの策定を目指している。銀行界はオープン・イノベーションによるビジネスモード構築、CMSの高度化、でんさいの普及、決済手段・利用者ニーズの多様化・国際動向をふまえた決済インフラ構築など多様な改革を迫られている。

世界最先端の決済サービスが提供される 環境を目指す

決済インフラ改革がアクション・プランの大きな柱に

7月に立ち上がった金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」は、決済インフラをはじめとする包括的な改革のためのアクション・プランの策定と、必要な制度面での手当てを検討する。日本が国際的な決済高度化競争に立ち遅れないよう、銀行やノンバンクも含めた各種ブレーカー間での競争を促す。法制面では、スタディ・グループで出された要望などもふまえて検討する。アクション・プランは、送金フォーマット項目の国際標準化やXML電文への全面的移行が大きな柱となる。

金融厅 総務企画局
参事官 中島 淳一



アクション・プラン策定
—「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」(WG)が開始された

昨年秋からの「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」(SG)では、有識者や実務家から決済ビジネス、決済インフラ等の現状をヒアリングした。今年4月の中間整理はそ

こで提起された課題をとりまとめて手当てを検討する。
決済ビジネスは本来的にクローズド・システムであり、銀行を含むべきかを示すアクション・プランを策定することを目指す。また、必要があれば法改正などの制度

が日本での収益機会を見出し、

ではない。

先進的なサービスを展開する可能性がある。逆にいえば、IT技術を活用した最先端のサービスを日本で提供できれば、それが世界の標準となる可能性もある。日本の決済サービス事業者には、海外の事業者を後ろから追いかけるのではなく、世界の最先端を走ってもらいたいという思いがある。

——アクションプランはどのような内容を想定しているのか

WGは7月に1回目を行い、9月以降に2回目を行うことだ。できれば中間整理で出された一つひとつの論点について、「だが、いつまでに、どのように取り組む」といった内容が入ればと思うが、アクションプランが最終的にどのようななかたちになるのかはこれから検討したいだ。

——年内をメドに報告書またはアクションプランを出すと考えていいか

議論の区切りの一つのメドとして年内を否定はしないが、あらかじめ期限を決めているわけ

決済サービスに関する現状認識

——中間整理のおさらにはが、基本的な問題意識をうかがいたい

リテールにおいては、IT技術が進展するなかで決済ビジネスが多様化している。かつては銀行以外に送金手段がなかつたが、最近はスマートフォン（スマホ）のアプリで送金できるサービスが登場している。また、かつてはクレジットカード決済を受け入れるために、加盟店は高価なカードリーダーを購入・レンタルする必要があったが、スマホのイヤホンジャックに差し込むだけでカードリーダーになるドングル型端末の登場によって、簡単にクレジットカード決済を受け入れられる環境になってしまっている。また、電子モール運営事業者やその関連会社が貸金業登録をして出店者向けに融資を始めている。それらが基本的に無担保なのは、運営事業者が出店者の決済情報を把握し

銀行はいまでもクレジットカード使用額を月1回引き落とすための口座を提供しているし、

には銀行口座からの入出金が必要だが、銀行と顧客との間にノンバンク・プレイヤーが介在し、

顧客とのインターフェースを担当する立場ではなくなり、

それを生かしたビジネスを展開できないとなれば、国際的な競争に立ち遅れかねない。このことはSGの中間整理において「アンバンドリング化」と表現されている。

ホールセールについていえば、グローバルなキャッシュ・マネジメント・サービス（CMS）

のニーズが高まっている。近年、海外進出は大企業だけではなく、中小企業においてもみられる。そうしたなかで日本の金融機関がグローバルに活躍する企業を資金管理面で十分に支えられてきた。そのため日本企業といえども、その金融機関は親切だし、日本語も通じるので日本企業にとってメリットはある。しかし、日々グローバルに行われる資金の

やりとりを本社または金融子会社が統合的に把握するサービス、多様な通貨の資金を運用・調達するサービスについては、欧米の先進的な銀行に比べると見劣りするという指摘があった。

銀行とノンバンクの競争を促す

——銀行がノンバンクにインターフェースを奪われていることが問題だと考えているのか

そうではない。ノンバンクが利便性の高い決済サービスを提供しているのに、「それはだめ」というのは時代に逆行しかねない。「アンバンドリング化」をふまえ、銀行とノンバンクの競争をさらに促したいと考えている。

ただし、留意すべきこともある。一つは、銀行とノンバンクとの競争条件のイコールフットイングだ。たとえば、銀行を傘下にもつ電子モール運営事業者がいる一方、伝統的な銀行は電子モールを運営できない。これに関して、「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキ

ング・グループ」（金融グループWG）で議論している。

また、ノンバンクと顧客との接点が広がっていくと、決済システムの安定性、利用者保護あるいは情報セキュリティの観点からノンバンクに対する規制が必要になる可能性がある。たとえば、CMSベンダーは海外に展開する企業に対して送金指図や資金の「見える化」を実現するサービスを提供しているが、かりにそのシステムが長期にわたって停止した場合、利用企業の資金管理に支障が出る可能性がある。その場合、お金は実際に銀行にあるから問題ないと考えるのか、利用者保護のためには規制すべきと考えるのかなど、幅広い観点から議論すべきと考える。

――SGではノンバンク・プレーヤーへの規制強化を懸念する意見もあった

中間整理には「ノンバンク・プレーヤーも含めた多様な主体の事業展開を促していくことは重要な課題。他方、各種サービスのリスクに応じた適切なルールのあり方を検討することも重

要」と記されている。この文言

は規制強化の必要性を述べたものではなく、「取引の内容やリスクの程度に応じたルールは整備されるべき」という当り前の考え方を示していると理解しているべきだ。

――WGの第1回事務局資料

には、EU決済サービス指令による横断的な制度整備をふ

まえ、「わが国においても規制の全体像についての検討が必要」と記されている。銀行

とノンバンクを「支払いサービス提供者」として横断的に規制する可能性もあるのか

いたずらに規制強化を考えているわけではない。EUでは銀行も資金移動業者も免許業種だが、日本では銀行のように決済システムに与える影響が大きい業種に対して免許制を採用する一方、資金移動業者は登録制になっている。いまの日本の資金

――日本の決済インフラについての現状認識は、欧米が決済インフラの改革を加速しているなかで、全銀システムの改革の広がりやスピード感が不足しているとの指摘がある。グローバル企業からは、全銀システムの電文は日本固有の形式になつていて海外と同様の形式で資金管理を行うことがむずかしいと指摘されている。カタカナで名義人、当座・普通の別を記すが、もちろん海外では

・普通の区分けも必須ではない。また、全銀システムではいま

だに送金指図の電文に固定長電文も使用可能とされており、銀行のXML電文利用は進んでい

達債務」として100%の供託や保証が強制されている。ただ、

決済サービスの進化・多様化が進むなかにあって、諸外国の例なども参考にしつつ、必要な制度的枠組みのあり方について、絶えず検討を行っていく必要はあると考えている。

決済インフラの国際標準化

前者は送金フォーマット項目の国際標準化、後者はXML電文への移行として中間整理に盛り込まれた論点であり、これらはアクションプランでも重要な柱になると見える。決済インフラは自分だけが対応しても他の銀行が対応しなければメリットがなく、結果として全体の高度化が進まないというネットワーク外部性の問題が起こりやすい。

XML電文への移行

――WG第1回事務局資料の

「迅速・戦略的・国際的な銀システムの業務展開に向けた体制整備」が盛り込まれて

ない。欧州などでは、旧電文のエンドデイクトを設けてXML電文が導入されており、今年10月にスタートする日銀ネットでもXML電文が使用される予定となっている。XML電文は付加できる情報が多いため、送金指図と一緒に請求書等の取引情報をすれば、受取企業における売掛金と入金の実合作業を効率化できるメリットがある。

いるが

全銀協は1行1議決権の会員制組織であり、原則として協会員のコンセンサスを得て動くこととなっている。しかし、急速に進展する欧米の決済インフラ改革や、便利な決済サービスを提供するノンバンクの登場、本邦企業の海外進出の増加をふまえ、従前の時間軸では邦銀の決済サービスが顧客ニーズに応えられなくなることも懸念されている。SGでは、もう少し迅速に意思決定できる体制になつた。海外では、決済インフラの運営主体が一部の大手銀行が出資する株式会社形態をとるケースがある。組織形態ありきではなく、日本の決済インフラが世界に遅れをとらないような体制が確保されることは必要だろう。昨年末に全銀協は全銀システムの稼働時間の拡大につき、全員で一歩ずつ足並みをそろえて進む方式ではなく、システムを複線化し、「乗れる人から乗る」方式を採用することを公表した。決済インフラ改革の検討項目のなかには、必ずしも全金融機関

が同時に進める必要はないものもあるだろう。

— 地銀がWGメンバーに入つていらないが

WGの委員は基本的にSGから引き継いでおり、銀行界からは全銀協がメンバーに入っている。地銀は、全銀協のなかで議論に参加している。また、決済インフラの改革については、全銀協のほか、他業態の預金取扱金融機関も含めた関係者で、実務的な観点から検討を行う。秋以降のWGで、その検討結果を全銀協として報告していただくことを考えている。

送金フォーマットの国際標準化やXML電文への移行について、顧客ニーズをどのように考えるのか、コストはかかるが顧客に利便性を提供できると考えるのか、システム更新時期との関係ではどのようなタイミングであれば可能なのか、この機会に将来を見据えて検討していくだいたい。できるだけ日本全体で決済インフラの高度化を進めたい。EUはXML電文への移行についてエンドデイトを設定し、

すでに域内の資金清算機関や銀行は全面的に移行している。アメリカも今年1月にF.R.B.が発表した戦略文書において国内の資金清算機関や銀行のXML電文への移行を目標に掲げ、実現のためにはエンドデイトの設定が不可欠との認識を示している。

グローバル企業は、なぜ日本の銀行は対応しないのかと思うだろう。企業のニーズをふまえたうえで、全銀協でしっかりと検討していただきたい。

外為報告緩和の要望も

— 法制面ではどのような論点が考えられるのか

銀行法に関係する論点について、銀行グループの業務範囲などは、金融グループWGで検討する。資金決済法などについては、決済高度化WGで決済高度化の要請に照らして法改正の必要性を検討する。

たとえば前払式支払手段について、毎年9月末と3月末の基準日時点の未使用残高が1000万円を超える場合、その半額を供託するというルールがある。

しかし、実際には半年間残高が一定とも限らないので、現行のルールが現実にマッチしているか、もつときめ細やかな仕組みとしてもよいのではないかという指摘があつた。資金移動業については、1回の送金限度額100万円の上限を引き上げほしいという業界からの要望がある一方で、WGでは引上げに慎重な意見も出た。

CMSを巡る問題点として指摘されたのは、グローバル企業等のグループ内の資金流通と、貸金業法や外為法上の報告義務との関係だ。企業グループ内で行われる貸付について、一定の範囲内で貸金業法を適用除外とする同法施行令の改正を昨年4月に行つたところだが、事業会社の親会社から子会社に貸し付けるときなどにまだ使い勝手が悪い部分があると指摘されている。外為報告についても、関係者間でどのような工夫が可能なのかを議論しているところだ。

電子記録債権については、普及・活用促進に向けて、たとえば複数ある電子債権記録機関間の相互接続などの具体策の検討

が考えられる。

また、欧洲ではEU決済サービス指令（PSD）を見直す第二次PSDという動きがあり、「支払口座に対するアクセスを可能にするサービスを提供する事業者」の規制対象化が議論されている。日本でも、個別の要望への対応だけではなく、環境の変化に応じた横断的な制度整備の方向性、全体像について議論する必要があるだろう。

仮想通貨と

――WGの第1回事務局資料は、仮想通貨やキャッシュアウトサービスについても触れている

SIGの中間整理は「（仮想通貨の）利用実態や犯罪その他不正利用の可能性、国際的な規制の動向等をふまえたうえで検討していくことが考えられるとの指摘があつた」と記している。マウントゴックス事件以降、国際的に規制対象としてビットコインが注目されるようになつたのは、今年1月にパリでIS（通称・イスラム国）によるテ

ロ事件があり、テロ資金源としてビットコインが使われる懸念が高まってきたためだ。6月のG7エルマウ・サミットにおいてテロ資金対策として仮想通貨への規制を含めさらなる行動をとることが合意され、同月末にはFATFにおいて仮想通貨の交換所に対して登録または免許制とマネロン等規制を課すことを各国に求めるガイダンスが公表された。秋以降、WGで日本の対応を検討していくだく。仮想通貨について諸外国の規制をみると、マネロン対策だけを行う国もあれば、利用者保護を含めて金融機関と同様の規制を課している国もあり、わが国としてどのように手当していくのか、議論していく必要がある。

キャッシュアウトサービスは、スーパー等のレジで買い物代金を支払うときに、現金を引き出すことができるサービスであり、アメリカでは日常的に行われている。6月末にキャッシュアウトサービスについての検討を含む規制緩和実施計画が閣議決定された。かりに実際にサービスを提供する場合には、銀行法上

の位置付けを明確にしたうえで、金融機関がスーパー等と業務委託契約等を結び、相応の態勢を整備することが必要になるだろう。

――8月に消費者委員会から電子マネーについての建議が出た

8月中旬に消費者委員会から出された建議は、電子マネーの悪質な加盟店による消費者被害を防止するため、電子マネーの発行業者に対し、加盟店の管理や苦情処理体制の制度整備に向けた措置を求める内容となつている。どういった対応が必要になるのか検討したい。

（聞き手・本誌 厚治英二）

なかじま じゅんいち

85年東京大学工学部卒、大蔵省（現財務省）入省、08年財務省

理財局国債業務課長、10年同国債企画課長、11年金融庁総務企画局政策課長（兼金融研究センター副センター長）、13年同総務課長、14年現職。